

# コンプライアンス

## コンプライアンスの基本的な考え方

JR東日本は、2005年に、当社グループの企業行動指針として「法令遵守及び企業倫理に係る指針」（以下「指針」という。）を策定しました。また、内部通報窓口である「コンプライアンス相談窓口」を社内外に設置するなど、コンプライアンスに関する取り組みを進めてきました。

さらに、2009年にはコンプライアンスに対するさらなる意識の向上のため、グループ全社員に対して教育を実施したほか、業務全般に関わる法令事項総点検を実施するなど、グループを挙げてコンプライアンス経営のさらなる推進に取り組んでいます。

## コンプライアンス・アクションプランの策定・改訂

2005年に策定した指針の実効性を高めるため、JR東日本グループで就業するすべての社員に取り組んでほしい「望ましい行動のあり方」をまとめた「コンプライアンス・アクションプラン（初版）」を策定し全社員に配付しました。2009年には、信濃川発電所における一連の不祥事を契機として、法令等の問題意識、報告内容の確認などを内容とした「コンプライアンス・アクションプラン改訂版」を作成・配付しました。

## 法令事項総点検の実施と業務全般の継続的な見直し

業務全般の法令の遵守状況を点検する法令事項総点検をグループ会社も含めて実施しました。一連の総点検を端緒として、法令、社内規則、社会規範などを踏まえた業務全般の見直しを継続的に推進しています。今後も、点検項目を精査しながら、業務の点検と見直しを継続して実施していきます。

## コンプライアンスに関する教育の強化

コンプライアンス教育については、これまで継続的に行ってきましたが、さらに、強化を図っています。具体的には、コンプライアンス意識のさらなる向上を図るため、2009年には、改訂した「コンプライアンス・アクションプラン」を活用した教育を、グループで働くすべての社員を対象として実施しました。2010年以降も、各職場の実態に即した教育を継続して実施していきます。

また、2010年には、JR東日本の全社員を対象とした「コンプライアンス・アンケート」を実施し、社員のコンプライアンス意識向上を図っています。

### ■ コンプライアンス研修実績

研修名	実施回数	対 象	内容・目的	参加人数
経営スクール (コンプライアンスコース)	1回	グループ会社 総務担当部長	コンプライアンス	32名
法務レベル アップ研修	1回	支社法務担当者	実際の問題に即した法律知識、 法的思考力、判断力および 解決能力の向上	16名
法務基礎研修	2回	グループ会社 法務業務関係者	法務に関する基礎知識の修得	52名
法務セミナー	4回	当社および グループ会社社員	新法・改正法の解説、 法令遵守に対する意識の啓発	520名

## 個人情報保護

個人情報管理規程を2005年に制定し、個人情報管理責任者を設置しました。また、社員等向けの専用パンフレットや社内広報誌を用いて、社員一人ひとりに対し、その取り扱いや管理の厳正について周知を図っています。さらに全箇所において、内部監査を実施するなどセキュリティの強化も図っています。

## リスクマネジメント

グループの事業運営に重大な危機が発生した際、情報の収集・一元管理と初動体制の整備を迅速に行うことを目的として、2002年より危機管理本部を設置しています。さらに、2004年には、この危機管理本部の事務局業務を担当する専任部署として危機管理室を設置しました。最近では、テロ対策や新型インフルエンザなどの対応について必要な体制を構築するなど、当社が直面するリスクに対して、必要な対応をとるべく努めているところです。

## 情報開示の状況

JR東日本は、鉄道事業で日々約1,668万人ものお客さまと接し、さらに株主・投資家、取引先、社員・家族、地域の方々とさまざまな連携を持っています。

こうしたステークホルダーの皆さまへ、広報活動やIR活動を通じ、グループの取り組み内容について積極的な情報発信を行っています。また、ホームページなどを活用して、重要な企業情報の適正かつ迅速な開示に努めています。

さらに、皆さまからのご意見・ご要望をお伺いする機会を、多岐にわたり設けています。

## 信濃川発電所に関する不祥事について

当社自営の水力発電所である信濃川発電所(新潟県小千谷市、十日町市にある千手、小千谷、小千谷第二各発電所の総称)において、許可された最大取水量を超えて取水していたことなどから、2009年3月10日、国土交通省北陸地方整備局長より、河川法に基づく流水の占用許可取消等の行政処分を受けました。地域の皆さまをはじめ関係の皆さまの信頼を著しく損ね、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事は、河川環境の整備と保全の重要性が増してきているにもかかわらず、そのことに対する認識が薄かったこと、信濃川の貴重な水を使わせていただいているという認識がほとんどなかったこと、信濃川的环境改善を求める市民の皆さまのさまざまな声にしっかり向き合っていないことが背景にあり、そのような状況下で不正取水等の行為を行っていたものです。

このような不祥事の再発を防ぐため、コンプライアンスをはじめとした意識面の対策、仕組み・制度の改善、透明性の高い職場風土の醸成に取り組んでまいりました。

具体的な内容については下記のとおりです。

### 【意識面の対策】

- ・河川法令等遵守意識に関する社員教育の実施および固定化された人事運用の見直しによるチェック機能の創出

### 【仕組み・制度の改善】

(全社的な取り組み)

- ・グループ全社員を対象としたコンプライアンス教育、業務全般にわたる法令遵守状況の総点検を実施

(発電部門の取り組み)

- ・コンプライアンス推進体制強化の一環として、「水力発電業務に関する部外有識者委員会」や「発電所等における業務改善・強化プロジェクト」を設置
- ・信濃川発電所業務に係る改善などを強力に推進することを目的として、本社内に「信濃川発電所業務改善推進部」を設置、また発電・給電に関する業務執行体制を明確化するため、本社附属機関として「エネルギー管理センター」を設置
- ・信濃川発電所の河川法に係る水利使用に関するルールの明確化といった発電所の水利使用に関する規程体系を見直し
- ・適正な取水を行うための設備、システム改修を実施
- ・信濃川発電所における水利使用に係る業務の厳正と透明性の向上のため、品質マネジメントシステムの国際規格ISO9001の認証取得に向けた取り組みを開始

### 【透明性の高い職場風土の醸成】

- ・河川管理者への事前相談を実施
- ・外に開かれた発電所をめざし、地域自治体との連携を強化、および地域と共生をめざし、地域に貢献する施策を実施
- ・本社、エネルギー管理センターと、信濃川発電所との意見交換会を定期的実施

以上のような再発防止策への取り組みを行いつつ、関係の皆さまのご同意を得たうえで、2010年4月2日、国土交通省北陸地方整備局長へ信濃川発電所における流水の占用許可申請を行いました。6月9日、同局長より許可を受け信濃川発電所は取水および発電を再開いたしました。

今後は、法令等を遵守し、河川流量や取水量等を厳格に管理してまいります。そして、信濃川の水環境と水利利用の調和を図るため、試験放流を5年間実施し、信濃川中流域水環境改善検討協議会にて検証・評価を行ってまいります。また、宮中取水ダムの魚道構造の改善等についても着実にまいります。さらに、地域に寄与する施策を実行し、関係の皆さまから将来にわたり共生のパートナーとして認めていただけるよう、誠心誠意努力してまいります。